大阪府とイオンペット株式会社との
動物の愛護及び管理への協力に関する協定に基づく覚書

この覚書は、大阪府とイオンペット株式会社（以下「乙」という。）が令和７年９月11日付で締結した動物の愛護及び管理への協力に関する協定（以下「協定」という。）第２条第１項の規定に基づき、大阪府動物愛護管理センター（以下「甲」という。）の譲渡事業を推進することを目的として、多頭飼育対策事業等において甲が収容した動物の衛生状態を適正にすることへの協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

（総則）

第１条　大阪府内において多頭飼育崩壊事案が発生し、又は発生するおそれがある場合に、甲に多数の動物が収容された際に、動物の衛生状態を適正にすることに関し、必要があれば、甲は乙に協力を要請することができる。

（協力要請）

第２条　前項の要請は、甲が文書(別記第１号様式)により行うものとする。ただし、緊急の必要により文書をもって要請できないときは、口頭で協力を要請し、後日文書を提出するものとする。

（協力内容）

第３条　甲が前条の規定により乙に協力を要請する業務等は次のとおりで、乙が対応可能なものとする。

（１）甲が収容した動物に対するトリミング業務等、別途定める仕様書に基づくもの

（２）前号に掲げるもののほか、緊急に行う必要があると甲が認めるもの

（業務の実施）

第４条 乙は、甲からの要請があったときは、原則、すみやかに前条の業務を実施する。ただし、乙の事情により当該業務への着手が甲の要請後数日を要することを、甲は予め了承する。

（業務の報告）

第５条　乙は、第３条に規定する業務を実施した時は、その結果を文書（別記第２号様式）により報告する。

（費用の負担）

第６条　第２条に規定する要請に基づき、乙が実施した協力内容に要する費用については、乙はあらかじめ、単価見積書を甲に提出した上で、甲と乙で協議の上決定するものとする。

（秘密保持）

第７条　甲及び乙は、本覚書に規定する業務を遂行する上で知り得た相手方の情報を第三者に漏らしてはならない。本覚書又は協定が終了した後も、同様とする。

（甲の解除権）

第８条　乙が甲の協力要請を正当な理由が無く協力しなかった場合又は甲の規定する要件を満たせなくなった場合は、本覚書を解除できるものとする。

（有効期間）
第９条　本覚書の有効期間は、協定の締結期間内とする。
ただし、期間満了の１ヶ月前までに、甲、乙いずれからも書面による解除の申し出がないときは、さらに１年間期間を延長するものとし、以降も同様とする。

（規定のない事項の取扱い）
第１０条　本覚書に定めのない事項及び各条項に疑義が生じた場合は、必要に応じ、甲乙協議の上解決するものとする。

この覚書の締結を証するため本書を２通作成し、甲乙記名押印の上、各自１通を保有する。

令和８年 10 月 21 日

甲　　大阪府動物愛護管理センター
所長　大槻　美紀

乙　　イオンペット株式会社
代表者　代表取締役社長　米津　一郎

（別記第１号様式）

協力要請書

動　管　第　　号
年　　月　　日

イオンペット株式会社
〇〇〇〇　様

大阪府動物愛護管理センター所長

動物の愛護及び管理への協力に関する協定に基づく覚書第２条に基づき、下記のとおり要請します。

記

要請内容	
業務実施する 動物種および頭数	
実施予定日 実施場所	年　　月　　日
その他必要な事項	

以上

（別記第２号様式）

業務報告書

番　　号
年　　月　　日

大阪府動物愛護管理センター所長　様

イオンペット株式会社
○○○○

動物の愛護及び管理への協力に関する協定に基づく覚書第５条に基づき、下記のとおり報告します。

記

業務実施した 動物種および頭数	
実施日 実施場所	年　　月　　日
実施内容	
その他特記事項	